

# 育児・介護休業法が改正されます!

少子化の流れを変え、男女ともに子育てや介護をしながら働き続けることができる社会を目指して、育児・介護休業法が改正されます!

## 育児・介護休業法の改正のポイント

### (1) ①子育て中の短時間勤務制度及び②所定外労働(残業)の免除の義務化

#### 現行

3歳までの子を養育する労働者について、短時間勤務制度・所定外労働(残業)免除制度などから1つ選択して制度を設けることが事業主の義務

#### 改正後

- ①3歳までの子を養育する労働者が希望すれば利用できる短時間勤務制度(1日原則6時間)を設けることが事業主の義務<sup>(※1)</sup>になります。<sup>(※2)</sup>
- ②3歳までの子を養育する労働者は、請求すれば所定外労働(残業)が免除されます。<sup>(※2)</sup>

※1 短時間勤務制度については、少なくとも「1日原則6時間」の短時間勤務制度を設けることを義務とする予定ですが、その他にいくつかの短時間勤務のコースを設けることも可能です。

※2 雇用期間が1年未満の労働者等一定の労働者のうち労使協定により対象外とされた労働者は適用除外。

両立支援キャラクター  
両立するべえ

### (2) 子の看護休暇制度の拡充

#### 現行

病気・けがをした小学校就学前の子の看護のための休暇を労働者1人あたり年5日取得可能

#### 改正後

休暇の取得可能日数が、小学校就学前の子が1人であれば年5日、2人以上であれば年10日になります。

育児休業の後の働き方の選択肢が広がり、出産後も継続して就業しやすくなりますね!



### (3) 父親の育児休業の取得促進

#### ① パパ・ママ育休プラス(父母ともに育児休業を取得する場合の休業可能期間の延長)

#### 現行

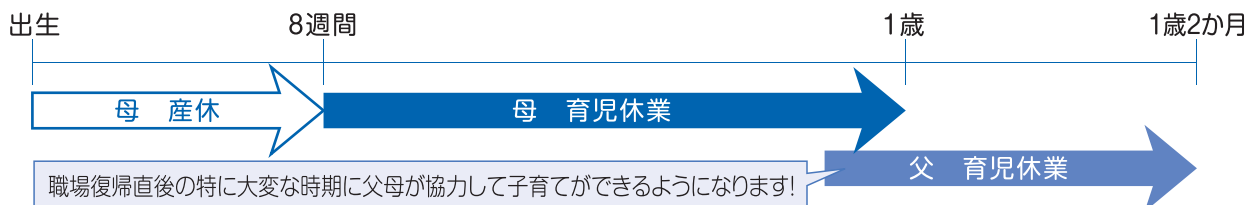
父も母も、子が1歳に達するまでの1年間育児休業を取得

#### 改正後

母(父)だけでなく父(母)も育児休業を取得する場合、休業可能期間が1歳2か月に達するまで(2か月分は父(母)のプラス分)に延長されます。

※父の場合、育児休業期間の上限は1年間。母の場合、産後休業期間と育児休業期間を合わせて1年間

#### 取得例



#### ② 出産後8週間以内の父親の育児休業取得の促進

#### 現行

育児休業を取得した場合、配偶者の死亡等の特別な事情がない限り、再度の取得は不可能

#### 改正後

配偶者の出産後8週間以内の期間内に、父親が育児休業を取得した場合には、特別な事情がなくても、再度の取得が可能となります。